

平成27年度 両立支援等助成金のご案内

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。

	助成率及び上限額
①設置費※1	大企業3分の1 上限額1,500万円／中小企業3分の2 上限額2,300万円
②増築費※1	○増築費 大企業3分の1 上限額750万円／中小企業2分の1 上限額1,150万円 ○建替え費 大企業3分の1 上限額1,500万円／中小企業2分の1 上限額2,300万円
③運営費※2	5年間支給 大企業 1人当たり34万円（年額） 上限額1,360万円／中小企業 1人当たり45万円（年額） 上限額1,800万円

※1 2回（1年目と3年目）に分けて支給

※2 定額支給（平成26年12月31日までに運営を開始した事業主は、平成26年度までと同様の仕組みで支給）

中小企業両立支援助成金

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給する。

支給対象労働者1人当たり	30万円
育児休業取得者が期間雇用者の場合	10万円加算

※ 1企業あたり1年度延べ10人まで 5年間（くみん取得企業の場合、平成37年3月31日までに50人まで）

育休復帰支援プランコース

「育休復帰プランナー」による支援のもと「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休を取得した場合及び当該育休取得者が復帰した場合に中小企業事業主に支給する。

支給対象事業主1回当たり	30万円
--------------	------

※ 1企業当たり2回まで
1回目：プランを策定し、育休取得した時
2回目：育休者が職場復帰した時

子育て期短時間勤務支援助成金（経過措置）

就業規則等により子育て期（原則として子が小学校就学前まで）の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、平成27年4月9日までに育児短時間勤務を開始した労働者に利用させた事業主に支給する。

企業規模	1人目	2人目以降※
中小企業事業主	40万円	15万円
上記以外の事業主	30万円	10万円

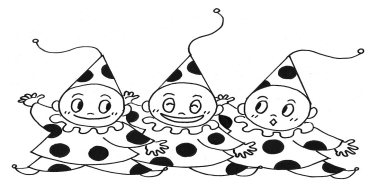
※ 5年間、1企業当たり延べ10人まで（中小企業事業主は5人まで）

期間雇用者継続就業支援コース

期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則等に規定し、期間雇用者の育児休業取得者を原職等に復帰させ、6カ月以上継続して雇用した中小企業事業主に支給する。

（※育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以後平成28年3月31日までに出了事業主が対象。）

	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円
期間雇用者の育児休業取得者が正社員として復職した場合	1人目 10万円加算 2～5人目 5万円加算



両立支援キャラクター
「両立するべえ」

ポジティブ・アクション能力アップ助成金（経過措置）

女性の活躍促進についての数値目標を設定し、一定の研修を実施し、目標を達成した事業主に支給する。

企業規模	支給額
中小企業事業主	30万円
大企業	15万円

※ 平成27年度中に制度拡充及び名称変更を行う予定

平成27年度の内容です。平成28年度以降、内容が変わることもあります。

詳しくは、佐賀労働局雇用均等室(Tel0952-32-7218)まで